

## 第15回 北広島市行財政構造改革委員会会議録

と き 平成17年3月29日(火) 15:30～

ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

出席者：横山委員長、小山委員、佐藤委員、谷本委員

説明者：上野助役、市川企画財政部長、三上企画財政部理事、木下行革担当参事

事務局：大石主査、櫻井主査、浜田主査、高橋主事

傍聴者：1名

.....

委員長：今日が最終回ということになると思います。ほぼ2年間続いてきまして、全部で15回目ということになりますが、提言書案について検討をしていきたいとします。前回2月16日に開催しまして、提言書案の内容について意見をいただいたところですが、修正部分が多かったので今日の委員会ということになりました。事務局のほうで整理した提言書案は、3月18日に各委員に送付されております。そして送付した提言書案にさらに修正があれば、事務局に連絡をしていただいたという経緯がございまして、修正意見というものが、委員の方から実際にございました。その部分については、追加修正は赤字の見え消しとなっているということです。例えば9ページ一番下、赤で書いてある部分の用語が、3月18日に送付したものに比べてかなり増えている。あとは、10ページの行政情報の後、「経験」を消してあるとか、それから「条件を出す」というところを「条件を示す」に訂正してあるところなど、文章表現の修正が結構ございました。それで、これらについて少しご議論いただきたいとします。委員会は今日で最終ということございまして、この提言書は水曜日、3月30日の14時30分に私のほうから本禄市長に提出いたします。

委員長：それではですね、皆さん既にお読みになっているということでございまして、修正がさらにございましたらと、いうことでやっていきたいとします。1ページの「はじめに」から始めまして「第1 提言にあたっての基本認識」の5ページまでについて、何かございましたら。

委員長：私の方から言いますと、3ページの6行目で国が進める「三位一体改革」となっていますね。「税源配分の三位一体改革」というふうにするか「いわゆる三位一体改革」なのか、どちらが良いのではないかなと思うんですけど、どちらが良いですかね。まあ正確に言うと「税源配分の三位一体改革」となります。どうですか。

委員：どう解釈するか、ということですか。

委員長：いや、その後で括弧書きで書いてあるし、正確な言葉を使った方が良いでしょう。そういうふうにさせていただきたいとします。「税源配分の三位一体改革」の方が良いとします。

委員：かぎ括弧はどこから入るのですか。「税源配分」から入るのですか。

委員：「税源配分の」を入れると読みにくいというか、「三位一体改革」というイメージがありますからね。

委員：文章に入ってる、かぎ括弧の三位一体改革。

委員長：いや、括弧を取っちゃったら良いんじゃないですか。

事務局：国が進める税源配分の三位一体改革と。かぎ括弧なしで。

委員長：そうそう。

事務局：今、国だけではなく地方と一緒にやっておりますんで、税源の再配分なんですよ。

委員長：そうですよ。だから「税源配分の～」で良いんですよ。地方財政学会の用語だとそうなるんです。税源配分の三位一体改革と。

委員：かぎ括弧は下の説明書きにもついていますけど、下も取っちゃうんですか。4～5行下にありますよね。

委員長：これも取っちゃっても良いんじゃないですか。じゃあ、括弧は取っちゃいましょう。あとはどうですか。4ページの公益活動団体の説明は前にもあったんですが、「詳細は、12ページを参照」となっていますね。それから5ページでは「住民自治」とは、～」ということで新たに解説を入れた。

委員長：これ「自治体経営」じゃなくて「自治体運営」じゃないでしょうか。あるいは「自治体行政について」か。自治体経営論というのは最近出てきている言葉だけど、住民自治っていうのは自治体経営っていう言葉のない時代からずっとあるわけですから、自治体行政か自治体運営がいいです。どっちですかね。

事務局：運営の方がわかりやすいんじゃないですか。

委員長：そうですか。じゃあ「自治体運営」にしましょう。あとよろしいですか。

委員長：じゃあその次「第2 改革推進にあたっての提言」ですね。6ページから14ページまでで何かありましたら。政策評価というものもここに入ってきていますし、パブリックコメントの用語解説が入ってきております。あと文章表現も、よりスムーズにするというような感じで、結構直

ってきておりますね。それからNPOが新しく出てきていますね。公益活動団体につきましては4ページに書いてありますのをより詳細に12ページでしていますね。どうでしょうか。

委員：いや、良く書けているなと思います。

委員長：今回、谷本委員と佐藤委員から結構修正が入って、文章表現を含めた修正をしていただいたということで、よろしいですね。非常にスムーズな言葉になっているんじゃないかと思うんですが。

委員長：じゃあ14ページまでは良いということにいたしまして、もう一回最後に全体的に見直します。次は15ページ、「重点項目3」のところですね。15ページから始まりまして、とりあえず20ページまでですが、本当はまだ先があるんですけども、一応15から20ページまでをまずちょっと。

委員長：「運営費」の解説は、もうちょっと良い言葉ないかしらね。維持するもの・・・団体を維持する。何か浮かびませんかね。もちろん維持することには繋がるんですけどね。運営するための費用なんですよね、本当は。維持よりは運営なんでしょうね。

委員：団体の活動維持なのか、活動ということに対して・・・

委員：ただ補助金っていうと運営費が事業費の補助金のことですよ。ここは下に解説が付いているからこれでいった方が。

委員長：その維持って言葉が何かね、だから本当は運営のための費用。維持運営のための費用とか。「維持・運営」にしますか。

委員：これは、上と下を対比したいわけですよ。

委員長：そうそう。

委員：読んだ人がわかりやすくというか、維持運営と公益的な事業のための違いは何なんですかね。

委員長：事業費の方はやはり「補助を受ける団体などが行う事業のための費用」とかね。

事務局：「公益的な活動を行うための費用」じゃないですかね。

委員長：いや、そうすると、似てきちゃうんですよ。運営費というときは、経常的なイメージが強いわけですよ。

委員：「経常的な維持・運営費用・・・」、一般の人は、読んだだけでは上と下の区別がわかりません

よね。

委員：「団体などが行う公益的な活動」ですか。

委員：上は全般的な経常的な意味合い、下は特定の公益的な事業のみを補助するっていうか。全般と特定っていうか、そういう感じですよ。イメージはね。もうちょっとはっきりしたほうがいいですよ。読んでる人が多分わからないですよ。維持って言われても。

委員長：維持っていうと何かイメージ良くないんですよ。

委員：上と下の区別がつかないですよ。上だって公益的な事業やってるんでしょうという。

委員長：そうそう、そうなんです。

委員：そしたら何で上と下が違うのってね。

委員長：下は「公益的な活動を行う団体などが事業を行うための費用」。上が「公益的な活動を行う団体などが維持運営されるための費用」。途中まで同じ文章にしたほうが良いんですよ。「公益的な団体」とか「補助を受ける団体」ってところまでは一緒にして、それから分けたほうが良いんですよ。そうしないと運営費の方は「補助を受ける団体」になっていますけれども、やっぱり運営費というのも、公益的な事業をやっているわけですから。

委員：参考までに。「運営費」とは補助を受ける団体の経常的な運営事務費、「事業費」とは公益的な事業活動を行う直接事業費。そんなふうに「直接」という言葉をどこかにつっこんでも良いんじゃないかな。

委員：難しいですよ、こういうのって。だから主語を同じにしたいわけでしょ。委員長が言いたいのは。

委員長：そうそう。

委員：「補助を受ける団体など」というのを上と下の両方を同じにしたいんですよ、できれば。あとは、今委員が指摘したような要素をうまく使えば良いんじゃないかな。

委員長：最後にもう一回ここに戻りましょう。あとはどうですかね。16～17ページは文章表現がよりわかりやすくなったという感じですかね。

委員長：その次の「受益と負担」のところですね。18、19、20ページ。この解説はどうですか、一部事務組合、指定管理者制度・・・良いですかね。

委員長：あの、解説の中で、自治体と書いたり市町村と書いたり公共団体としているところがあるんですよ。もう少し統一できないかしらね。例えば5ページの住民自治のところは自治体なんですよ。それから18ページの一部事務組合は市町村という言葉になってますよね。それから19ページの指定管理者制度は公共団体を使っているんですけど。

事務局：指定管理者制度のところは「公共団体等」と書いてありますけども、これは地方公共団体を指すのではなくて、公共的団体という意味です。

委員長：じゃあ例を出して「何々など」と。具体的に何が入りますか、市町村や都道府県以外に。

事務局：ここは、北広島市の例で言いましたら、住民で組織する運営委員会ですとかそういうものが入ってきます。

委員長：じゃあそういうものも入れて、たとえば「市町村や住民が運営する運営委員会など」とか。

事務局：市町村はなじまない部分なので。指定管理者制度っていうのは、もともとが市町村で管理する施設を市町村の中のどういうところにお任せするかというものですから、いわゆる自治会・町内会だとか非営利組織、うちでいうと社会福祉協議会とかシルバー人材センターとかです。

委員長：「それまで公共団体等に限られていた」と書いているわけだから、これからはこれを広げるってことでしょ。今まではどうなんですか、市町村は。

事務局：市町村はないです。

委員：違うんです。論理がかみ合っていない。公の施設の管理は今まで誰がやれたんですか、というのが委員長の言っていることです。

事務局：ここでいう管理は、市町村が直営でやるか、もしくはいわゆる公益的団体に限られていたんです。これからは、営利企業にまでその範囲が拡大されたということですね。

委員長：そうですね。だから、これをもう少し説明してほしいんですよ。それまでどうだったのか。公共団体等ではないんでしょう。

委員：これは条例定めているんですよ。公の施設の管理は。

事務局：そうです。

委員：だから条例の文言を持ってきたんじゃない。きっとそうだと思いますよ。これ条例がなかった

らできないですから。

委員：「など」で括って良いから。

委員長：代表的なものを二つ三つ入れて書くと。そこをちょっと直してもらって、18ページに戻らせてもらうんですけどね、いきなり特別地方公共団体って言葉が出てきてるんですよ。だから、普通地方公共団体なら市町村なわけですから、何か一言入れた方が良いでしょうね。一部事務組合のところね。「一部事務組合とは、市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立される組合のことで、特別地方公共団体である。」と。その後に「市町村を普通地方公共団体という」とか入れた方が良いでしょう。

委員：むしろ抜いたほうが分かりやすいですよ。

委員長：そうですね、「～設立される組合のことである。」というふうにね。その方が良いですね。公共団体って言葉が非常にわかりにくいんですよ。この指定管理制度の方もそうなんです、公共団体を使うんだったら例示をすとかしないとならないかなってということですね。地方自治体とか市町村っていうと住民はわかるんですけど。公共団体っていうと何か。

事務局：そうですね、一般の人は、公共団体って言って市町村のことをイメージしないですよ。指定管理者制度のこの書き方はですね、直営でやるのは当然市町村がやる。それはそうなんだけど、委ねることができる範囲が拡大されているという意味です。

委員長：そういうことですよ。だから民間でも今まであるわけですよ。そこをうまく書けないかなあということなんです。そういう書き方をしないとちょっとまずいんじゃないですか。これだと今まで公共団体がやってたと。それが、今度民間もできるようになったと。そうすると、はてさて民間委託っていうのは今までだってあったじゃないかと。そういうことになるわけでしょう。もっと民間の裁量の余地を増やしたってことですよ、指定管理者制度ってのは。だからちょっとこの文言、これもちょっとあとで検討しましょう。全体を直したほうが良いかもしれない。裁量の余地が増えたということが一番言わないといけない。今でも民間事業者が関与していたわけですから、民間委託という形で。さっきの運営費補助とこの部分はちょっとペンディングにさせていただいて、先に行きましょう。じゃあ今度はどうですか、21ページから26ページまでどうでしょうか。

委員：私の個人的な好みなのですが、21ページの一番下の3のところの「課税自主権の活用」と「住民参加型ミニ市場公募債の発行」の二つは分けた方が良くないのかなと。「課税自主権の活用」っていうのはかなり重要な言葉で、北広島市もあと10年以内には何か新しい税金を作らなければならない時代が来ると思うので、これを独立して「3 課税自主権の活用」、「4 住民参加型ミニ市場公募債の発行」としてもらった方が良くないのかなと。

委員長：そうですね、3番を「課税自主権の活用」というふうにして、「法定外目的税など新税の創設の検討」とかいうふうにして、4番は「その他」にして「住民型ミニ市場公募債の発行の検討」と、どうでしょうかね。次の22ページにも出てきますので。「法定外目的税」にこだわりますか、「法定外普通税」とか。

委員：どちらでも良いと思いますよ。

委員長：では、「法定外普通税や法定外目的税など新税の創設の検討」にしましょうか。そうすると22ページの法定外普通税を事務局の方で解説を。これは以前からあるもので、特定目的ではないよ、ということを一言入れて解説してください。一括法で創設が認められることになったのは法定外目的税の方ですから。

事務局：はい。

委員長：ではその次にいきまして、24、25ページのPFI、26ページでは「雇用など地域社会」が新たに入っていますね。良いですかね。

委員長：では次の「重点項目4」ですね、27から39ページまで。どうですか。

委員：30ページの3行目に「図1」って書いてあって、図1はどこにあるかなって思うと32ページにあるので、一瞬戸惑いますね。やむを得ないのかな。次のページ(32ページ)を見ればわかるんだけど、結構不便ですね。図1が31ページにあると良いんだけど。ただ31ページにあると読みにくくなっちゃうんですね。

委員長：「32ページの図1」という書き方で良いんじゃないですか。

委員：31ページに図1を入れて、32ページに「委員会の提言」を入れたらどうですか。

委員長：それも手ですよ。

委員：納まりきれば、その方が見やすいよね。

事務局：そのように修正します。

委員長：あとはどうですか。図は、一生懸命作って検討されたと思うので間違いはないと思いますけど。じゃあ、40ページ以降最後までどうでしょうか。

委員長：ジョブ・ローテーションは、解説しなくて良いのかしらね。それから、専任職と専門職のところね、前にこの委員会で表が出てきたでしょ、あれ入れた方が良いんじゃない。専任職、専門職

ってのが非常にわかりにくいので。あの表を持ってくると、下の部分でジョブ・ローテーションについて解説をするようにしたら良いんじゃない。

事務局：ジョブ・ローテーションという言葉は40ページと42ページ、43ページにもありますね。

委員長：そうそう、でも解説はないわけですよ。

事務局：40ページのところでこの解説をして。42ページのところに専任職と専門職の表を入れます。

委員長：ではひと通りやったわけですが、先程の公共団体と指定管理者制度のところは、事務局で少し整理できましたか。

事務局：ものの本によりますと、農協、森林組合・・・要するに営利を目的としない組織は、全部が公共的な位置付けです。ですからそれを市民にわかりやすいように言うと、住民組織とか自治会組織だとかっていうほうが良いのかもしれないですね。法律は、公共団体と公共的団体にできますというふうになっていて、公共的団体には、公益法人も入ります。公益法人の収益事業でない部分だと思んですけども。そういうのも入るといことなので、「農協や自治会組織」という書き方のほうが、市民の目線ではわかりやすいのかなと思います。公益法人を入れるとまたこの説明も入れなきゃならないので、複雑になるのではないかと思います。「農協、自治会組織、住民組織などの公共的団体に限られていた」というような形のほうが良いような気がします。青年団とか婦人会とかでも営利を目的としていないのは全部公共的団体という広い範囲なんです。

委員長：公社も良いんですね。福祉公社とか。

事務局：はい。だからそうなってくると広がってしまうんで、もうちょっと身近な部分で、「農協や市民による組織、自治会町内会などの」って言ったほうが良いかもしれないですね。

委員長：公社も入れた方が良いかもしれませんね。「公社、農協、自治会など」。公社は一般的には多いんじゃないですか。

事務局：一般的には多いですね。うちで実際やっているのは、シルバー人材センターや社会福祉協議会なんかには条例を定めて管理委託していますので。

委員長：4～5つくらいだと思うけど、社会福祉協議会なんかは入れても良いですね。「公社、町内会、農協、社会福祉協議会など」というふうにしたら良いんじゃないですか。

委員長：あと残っているのは、運営費補助の部分ですね。

事務局：解説する言葉が運営費補助と事業費補助ですから、同じフレーズで良いんじゃないでしょうか。



さっき委員のおっしゃられたように、「運営費補助とは、補助を受ける団体等の経常的な運営事務費など」、「事業費補助とは、補助を受ける団体等が行う直接的な事業費」で。

委員：「個々の公益的な事業」にしたらどうですか。

事務局：補助を受ける団体という部分でいうと、両方とも公益的な事業ですからね。

委員：ですから、「補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業、活動に対する支援、費用」とか。

事務局：そうですね。

委員長：そうすると運営費補助のほうも、「補助を受ける公益的な団体」とか、どちらも公益ということを入れたほうが良いですね。

委員：スタートはどちらも、「補助を受ける団体」ですよ。上は「補助を受ける団体等の維持・運営するための費用」ですよ。下は「補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業」ですよ。そこに「公益的」が入るということです。

委員長：運営費の方もやっぱり、同じですかね。

委員：「事業に対する補助」を説明しているんですよ。個々の公益的な事業に対して補助するか、補助金を受ける団体の維持に対する補助をするか。

事務局：そうしますと、ちょっと主語が変わりますけれども、「運営費とは、公益的な活動を行う団体に対する経常的な運営事務費等」なんですよ。下は、「事業費とは、補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業に伴う」ということですか。

委員：補助金を出す団体は、必ず公益的な団体ですか。公益的な団体ではないけど、公益的な活動を一部やっているってことはないですか。

委員長：それは微妙なところですよ。

委員：団体に着目したのではなくて、団体が行う公益的な事業に着目した。だからそういう書き方をすれば良いんですよ。

委員：だからスタートはやはり「補助を受ける団体等」ですよ、運営費も事業費も。上は「補助を受ける団体等を維持・運営するための費用」で下は「補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業への直接支出」のような感じですよ。

委員長：ということですが、事務局で整理できましたか、全体をまとめて。

委員：それに関連して16ページのところも変わるんですか。

委員長：じゃあ、事務局からちょっと言っていた方がいいです。最終確認で。

委員：今の部分は、16ページにも同じような文章が入っていますので。「運営費補助から事業費補助への切替えについて」のところの文章も合わせた方がいいと思うんですけど。

委員長：そのとおりですね。15ページの解説を生かして16ページの文章の中に盛り込むと。

事務局：それでは、「運営費補助とは、補助を受ける団体等の経常的な運営事務費等」、「事業費補助とは、補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業に対する直接的な補助」

委員長：「直接的な」を入れなくて、「事業に対する補助」でいいんですよ。

事務局：そうすると、「事業費補助とは、補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業に対する補助」ということですね。

委員長：では、全体を通して確認しましょう。お願いします。

事務局：はい。3ページでは「また、国が進める税源配分の三位一体改革」に直し、かぎ括弧を抜く。さらに5行下のところの、三位一体のかぎ括弧を取る。次に5ページの解説のところ、自治体経営を自治体運営にする。それから15ページですね。「運営費補助とは、補助を受ける団体等の経常的な維持・運営のための経費に対する補助」、「事業費補助とは、補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業のための経費に対する補助」です。

委員長：16ページは後で直してください。「運営補助から事業費補助への切替えについて」の文章を、今の視点に立った文章に変えます。

委員：かぎ括弧の中を変えるって感じでしょ。「活動団体の運営費」じゃなくて、今言った言葉に変えるってことですね。

委員長：そうです。

事務局：それから18ページ。下の解説のところですね。一部事務組合の解説で、特別地方公共団体というのを取ります。

委員長：「一部事務組合とは、……設立される組合のことである。1市町村では対応できない……」と

ということですね。

事務局：はい。19ページの解説で指定管理者制度のところは、「それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた」とします。それから21ページ。3番が「課税自主権の活用」で、そこに書く文章が「法定外普通税や法定外目的税など新税の創設について検討する。」にする。そして、ここで法定外目的税と法定外普通税の両方について解説が入ります。4番は「その他」として、その次に書く文章が、「住民参加型ミニ市場公募債の導入について検討する。」となります。

委員長：はい。

事務局：次に31、32ページですが、図を31ページに持ってきて「委員会の提言」を32ページに持ってきます。次に、40ページにジョブ・ローテーションの解説を入れます。そして42ページですが、ここにゼネラリスト、エキスパート、スペシャリストの図がありましたけれども、その図を挿入します。以上でございます。

委員長：はい。ということでよろしく願いいたします。

事務局：最後の図ですが、前回提案したものと少し変えたいと思います。全て特別職に繋がっているものですから、一般職は一般職で終るような形で。

委員長：はい、よろしいです。文章に合うように変更してください。あと皆さんの方から何かございますか、よろしいですか。事務局の方は明日に向けて大変かと思いますが、よろしく願います。

助役あいさつ

委員長：委員の皆さんには大変ご苦勞をかけてしまいましたが、無事これで終りまして、明日市長へ提言書を提出して全てが終了するということになります。本当に皆さんご苦勞さまでした。

以上